

今後の介護保険事業のあり方検討会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人徳島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施している訪問、居宅及び通所の介護保険事業に関する今後のあり方を検討するため、今後の介護保険事業のあり方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 検討会議は、本会の介護保険事業についての今後のあり方を検討し、その結果を本会会長に報告する。

(委員)

第3条 検討会議は委員5人以内で構成し、本会の理事、監事及び評議員の中から本会会長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、検討会議を総括する。

4 副委員長は、委員長の指名する者をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 検討会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、検討会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員及び検討会議へ出席した者は、第2条に定める任務が終了するまでは、会議内容について、一切他に漏らしてはならない。

(任期)

第7条 委員の任期は、本会会長に第2条の規定による報告を行った時点をもって終了するものとする。

(事務局)

第8条 検討会議の事務局は、本会事務局に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月14日から施行する。